

令和2年度は国勢調査があります

登録調査員を募集

統計調査で登録調査員として活動できる人を募集します。

※登録調査員として登録の上、各種統計調査実施の際に統計調査員として活動していただきます。

▼主な勤務内容

調査対象となる世帯や事業所を訪問し、調査票の配布・回収、点検・整理などを行います。

▼統計調査員の身分・待遇

①統計調査員は、調査実施の都度任命される非常勤の公務員です。

②統計調査員には、統計調査に対する対価として、報酬が支払われます。報酬は、それぞれの統計調査における算出基準や、受け持ち件数などに基づいて決定されます。

③調査活動中の災害については、公務災害補償が適用されます。



▼応募要件

①責任を持つて事務を遂行できる人

②満20歳以上の人

③選挙、税務・警察に直接関係がなく、暴力団員その他の反社会的勢力に該当しない人

④調査で知り得たことなど、秘密の保護ができる人

▼登録方法

企画室窓口で統計調査員申込書に記入し、登録の手続きを行ってください。

▼注意事項

統計調査は常時行われているものではないため、登録をしても調査をお願いできない場合があります。

▼問い合わせ先

企画財政課 企画室
☎26・2241(直通)

戦没者のご遺族へ

特別弔慰金の支給

▼支給内容 額面25万円(5年償還の記名国債)

▼支給対象 戦没者などの死亡当時の遺族で、令和2年4月1日現在、公務扶助料や遺族年金などを受け取る人がいない場合に、次の順序による先順位の遺族1人

①令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人

②戦没者などの子

③戦没者の死亡当時に生計を共にしていた父母、孫、祖父

母、兄弟姉妹(婚姻や養子縁組により令和2年4月1日現在で氏が変わっている人は除く)

④③以外の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

⑤①～④以外の三親等内の親族(戦没者死亡時まで引き続き1年以上生計を共にしていた人に限る)

▼請求期限

令和5年3月31日(金)

▼請求手続き・問い合わせ先

介護福祉課 福祉室
☎26・2246(直通)



役場の住民課住民保険室に直通の電話番号を追加しました

| | | |
|--------------|--|--------------|
| 戸籍 住民係 | 【業務内容】 戸籍 住民基本台帳 印鑑登録 旅券 個人番号 | 0279-26-2244 |
| 国民健康 保険係 | 【業務内容】 国民健康保険 高齢者医療 福祉医療 国民年金 | 0279-26-2249 |
| 高齢者医療 年金係 | | |

交付を開始しました

スズメバチの巣駆除費用を補助



安全安心な生活環境維持のため、スズメバチの巣の駆除費用の一部を補助します。

▼対象

- 次のすべてに該当する場合
- ①スズメバチが活動している巣の駆除であること
- ②建物または土地の所有者、管理者または賃借する個人
- ③駆除業者によって駆除が行われていること
- ④補助金の交付を受けようとする者(申請者)およびその者の属する世帯全員が、町民税などを滞納していないこと

▼補助金額

駆除に要した費用の2分の1(1000円未満切り捨て)で、上限1万円。

▼申請に必要なもの

- 交付申請書兼実績報告書
- 領収書(巣の撤去費用の明細が分かるもの)
- 状況写真(駆除前後の状況が分かるもの)
- 交付請求書
- ※様式は、町ホームページからダウンロードしてください。

▼問い合わせ先

住民課 協働環境室
☎26・2245(直通)

もしもの時に備えましょう

木造住宅耐震診断者を派遣



木造住宅の地震に弱い部分や倒壊の可能性の有無について、耐震診断を希望する人に耐震診断者を派遣します。

耐震診断費は無料ですが、診断者の交通費などは自己負担となります。

▼該当する建物

- ①昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅又は併用住宅で住宅部分の床面積が2分の1以上のもの
- ②平屋建て・2階建てのもの
- ③在来軸組構法によるもの

▼条件

該当建築物(貸家を除く)を所有し、居住している人で、町税の滞納がないこと。

▼募集戸数

2戸(先着順)

▼耐震診断者

群馬県建築士事務所協会に登録された木造住宅耐震診断調査資格者

▼申し込み締め切り

令和3年1月29日(金)

※診断日程は申し込みの翌月で調整します。

▼申し込み方法

都市建設室窓口で事前相談後、申請書と必要書類を提出してください。事前相談の際に、建築物が派遣事業の対象かどうかを確認します。住宅の建築年や構造を調べておいてください。

▼必要書類

- ①申請書(※印鑑が必要。申請書は都市建設室で受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください。)
- ②居住していることが証明できるもの(保険証・運転免許証など)の写し
- ③町税の完納証明書
- ④対象住宅の固定資産税評価額証明書
- ⑤建築確認書・案内図・現況写真(2面以上)
- ※③④は証明手数料が300円。
- ※⑤建築確認書がない場合、調査用図面作成費用として、別途1万円がかかります。

▼問い合わせ先

建設課 都市建設室
☎26・2278(直通)

リバートピア吉岡へ無料でご招待します

町民の皆さまの健康増進と地域の振興・交流のために、よしおか温泉リバートピア吉岡の町民特別無料招待券を進呈します。**9月30日(木)**までにご利用ください。招待券は、本号に挟み込まれています。

問い合わせ先
産業観光課 産業振興室 ☎26-2280(直通)